

## 明和町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 明和町は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において明和町浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、明和町補助金等に関する規則（昭和56年規則第14号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するものであって、次のア及びイに該当するものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水のBODを20mg/□（日間平均値）以下とする機能を有するもので、浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合するもの。

イ 平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」の適用を受ける場合にあっては、同指針に適合するもの。

(2) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で、小規模店舗等を併設した住宅を含む。（ただし、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。）

(3) 下水道事業計画区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域をいう。

(4) 単独処理浄化槽等 浄化槽法第3条の2第1項ただし書に規定するし尿のみを処理する設備又は施設及びくみ取り槽をいう。

(5) 転換 単独処理浄化槽等を撤去して合併浄化槽を設置すること又は単独処理浄化槽を雨水貯留槽等として再利用し、かつ、合併浄化槽を設置

することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者(以下「対象者」という。)は、町内の下水道事業計画区域を除く地域において、専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者とする。ただし、町長が特別の理由があると別に定める場合は、補助の対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものに対しては補助金を交付しない。

(1) 建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者

(2) 販売の目的で浄化槽付き住宅等を建築する者(以下「建築者」という。)。ただし、居住の目的で当該住宅を購入し、維持管理する者は、事前に建築者がその設置する浄化槽について、補助対象となる浄化槽であることを町長に確認済みである場合に限り、建築者に代わり補助金の申請の対象となることができる。

(3) 住宅を継続的に使用すると認められない者

(4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(5) 公共事業に係る浄化槽等の補償を受ける見込みがある者

(6) 対象者及びその同一世帯員に町税等の滞納がある者

(7) 補助金交付決定前に浄化槽設置工事に着手した者

(8) 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者

(補助対象の機種)

第3条の2 補助金の対象となる合併浄化槽の機種は、次に掲げる消費電力基準及び環境性能を満たす環境配慮型浄化槽とする。

(1) 消費電力基準 以下の基準以下であるもの。

| 人槽(人) | 通常型(W/h) | BOD10mg/以下(W/h) | りん除去型(W/h) |
|-------|----------|-----------------|------------|
| 5     | 47       | 58              | 92         |
| 6～7   | 67       | 83              | 100        |
| 8～10  | 92       | 113             | 174        |

(2) 環境性能 以下のアからエのいずれかを満たすもの。

ア 浄化槽の消費電力が前表の消費電力よりもさらに 10%以上低減されているもの。

イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、次表の総容量の基準を満たすもの。

| 人槽 (人) | 総容量 (m3) |
|--------|----------|
| 5      | 2. 2     |
| 6 ~ 7  | 3. 1     |
| 8 ~ 10 | 4. 5     |

ウ ディスポーザ対応浄化槽であること。

エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチック全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は 25%以上、プレコンシューマ材料の場合は 50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

2 浄化槽の設置に際し単独浄化槽等の転換を伴う場合は、別表1の第1欄に掲げる区分にかかわらず次の額を加算する。

(1) 転換加算額 1基あたり 100,000円

(2) 浄化槽エコ補助金 1基あたり 100,000円

3 第3条第1項ただし書きの規定に係る補助金の額は、前項に規定する額から国費及び県費相当額を控除した額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様

式第1号)に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配管図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽工事業者のかし担保に関する誓約書
- (5) 浄化槽認定シート
- (6) 登録証の写し
- (7) 登録浄化槽管理票(C票)
- (8) 浄化槽工事請負契約書の写し
- (9) 保証登録証
- (10) 浄化槽設備士免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証の写し
- (11) 浄化槽工事見積書
- (12) その他町長が必要と認める書類  
(補助金交付決定の通知)

第6条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査して補助金の可否を決定することとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(変更承認申請書)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)は前条の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、明和町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 対象者は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検・清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (2) 浄化槽法第7条検査依頼書の写し
- (3) 工事写真
- (4) 浄化槽使用廃止届出書(新設又は汲み取り式トイレからの転換を除く。)
- (5) 浄化槽工事チェックリスト
- (6) 浄化槽設置工事費の領収書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定に係る補助金がある場合にあっては、前項各号に定める添付書類のほか実績報告書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 転換状況を示す工事写真
- (2) 単独浄化槽等を撤去する場合にあっては、産業廃棄物処理委託契約書又はマニフェスト伝票の写し

(補助金の額の確定)

第9条 補助金の額の確定は、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(工事の確認)

第 13 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成 23 年 4 月 8 日告示第 23 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 12 月 27 日告示第 57 号)

この告示は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日告示第 11 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 18 日告示第 18 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 1 日告示第 5 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 1. 人槽区分   | 2. 限度額    |
|-----------|-----------|
| 5 人 槽     | 224,000 円 |
| 6 ~ 7 人槽  | 288,000 円 |
| 8 ~ 10 人槽 | 382,000 円 |